

## ●申告に必要な持ち物

申告前に必ず確認してください。書類がそろっていないと受付できない場合があります。

### ①昨年の収入のわかるもの

給与・公的年金などの源泉徴収票、営業、農業、不動産の収支内訳書、シルバー人材センターでの収入がある人は配分金支払証明書、個人年金の支払証明書や生命保険の満期返戻金など

### ②控除の金額がわかるもの

国民健康保険税、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料などの支払いの証明、医療費控除の明細書、寄附金の受領書や証明書、その他控除を受けるのに必要なもの。

障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳など障がい等の等級のわかるものや、障害者控除対象者認定書、国外在住の親族を追加で扶養する人は、送金証明書・親族であることを証明する書類が必要です。

### ③所得税の還付申告を受ける場合

本人名義の預金口座番号がわかるもの

### ④税務署から送られてきた「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書

### ⑤本人確認書類

(1)または(2)のとおり準備してください。

(1)マイナンバーカード

(2)マイナンバーが確認できる書類(通知カードなど)  
+身元確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証など)

※申告者に代わり、代理人が申請する場合は代理権を証明する書類(委任状など)と本人確認書類が必要です。同一世帯であれば委任状は不要です。

### ⑥控除対象配偶者・扶養親族(年少扶養親族も含む)・事業専従者のマイナンバーが確認できる書類

※申告会場での滞在時間短縮のため、特に作成に時間のかかる収支内訳書や医療費控除の明細書については、事前に自宅で作成しておいてください。未作成の場合申告相談が後になる場合があります。(申告会場での代行作成は行いません。)

※収支内訳書、医療費控除の明細書は税務署または税務課にあるものや、国税庁のホームページからダウンロードして使用してください。

## ●町県民税申告書は郵送でも提出できます

例年、申告会場は多くの人がお越しになり、会場内は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、できるだけ申告会場への来場を避け、町県民税の申告は郵送でのご提出にご協力ください。

### 郵送の手順

必要事項をすべて記入し、署名した申告書と、収入のわかるものや控除の金額がわかるものなどの必要書類を同封のうえて郵送してください。(必要書類は上記「申告に必要な持ち物」でご確認ください。)

【郵送先】 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地 養老町役場 総務部 税務課

### 注意事項

①申告書には必ず住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバーなどを記入してください。

②本人確認書類(マイナンバーカードなど)の写しを同封してください。

③源泉徴収票や控除証明書など、申告書に記載の基となった課税資料はすべてを同封してください。

※課税資料の返却を希望する人は、課税資料返却希望の旨のメモを添え、返信用封筒(住所、宛名を記入のうえ、必要金額分の切手を貼ったもの)を同封してください。

(本人確認書類およびマイナンバーカードの写しは返送しませんのでご了承ください。)

※申告書の控えが必要な人は、返信用封筒(住所、宛名を記入のうえ、必要金額分の切手を貼ったもの)を同封してください。返信用封筒がない場合は返送できません。

※所得税の確定申告書を郵送で提出される場合は、税務署へ郵送してください。